



特別支援学校 過密化解消を



教室を間仕切り 生徒を押込む

●10月議会、県立山田養護学校の過密状況解消を求め質問に立った。元々80人規模の学校施設に190人の生徒が押し込まれている。教室不足を補う

●発達別指導に必要な教室不足等、

ため継ぎ足し継ぎ足し増設。それでも足りず、視聴覚室や作業室を間仕切る、クールダウンに必要な部屋もつぶすなどで迷路のような複雑な教室配置の校舎。

PTA新聞が「これであなたも迷わない！校内教室等配置図」と題した記事を掲載する始末！！

解決策は明快 設置基準の策定

教育活動に大きな支障をきたしており、教育長に、現場視察に行くことを求め約束させました。

この過大規模校、そして過密状況を作り出してきた原因は、校教育法第3条の「設置基準」が、特別支援学校には定められていないことであり、国は設置基準を設けるべきです。

当面、文科省の公立学校施設実態調査で国庫補助の基準の校舎必要面積と保有面積で60～70%の充足率しかない本県の知的障害の特別支援学校の施設整備を100%にすることです。そして、最もケアが必要な生徒の学習権を保障することが急がれます。

そして、生徒数減の中でも増え続けている知的障害をもつ生徒を受け入れる県立の特別支援学校を高知市に設置すべきです。

●カラリンにゃんでも通信





●ご挨拶まわりで宝町のヘルシーサロン「ソレイユ」さんへ。と、グルテンフリーの自家製ケーキとコーヒーをご馳走になりました。大豆粉におから、豆乳、たまご、そして何とグリースード油を使用した添加物のないケーキ。優しい味が体にしみみます。おいしかったです。有難うございました。

無料 法律・生活相談

- 11月13日(火)午後6時～8時
- 場所：愛宕商店街 吉良事務所
- 相談者：皿田幸憲弁護士(よつば法律事務所)
お問合せ：088-855-9439 お気軽にご相談を